

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和7年10月24日

井原市議会議長

山下 憲雄 様

井原市議会議員 西村 慎次郎

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	令和7年10月16日 10:00～17:00
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都豊島区東池袋 1-20-10 としま区民センター 505号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	(株) 廣瀬行政研究所 ・議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践 ・議会が回る「しくみ」を知る ～議会運営委員会の役割と権限～
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	講師；廣瀬 和彦 氏 (株式会社 廣瀬行政研究所 代表取締役)
5. 活 動 内 容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



【研修概要】

◆議長・委員長のための議会運営の基礎と実践（10月16日 10:00～13:00）

1. 議長・委員長の権限

- (1) 概略 (2) 秩序維持権 (3) 議事整理権 (4) 事務統理権
- (5) 議会代表権

2. 通告書と通告外、議題外の発言

- (1) 質問通告とは (2) 文書通告の必要性
- (3) 質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い (4) 議題外の発言

3. 不穏当・不規則発言

- (1) 意義 (2) 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま
- (3) 不規則発言 (4) 不穏当発言の該当基準 (5) 発言取消方法
- (6) 発言取消留保宣告の活用 (7) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応手法
- (8) 発言取消命令が行える期間 (9) 議長による発言取消命令の効力
- (10) 閉会中における発言取消
- (11) 発言取消と当該発言に対する議員の責任の関係
- (12) 議場外における不穏当発言の取扱い

4. 傍聴人

- (1) 会議公開の原則 (2) 傍聴者に対する権限（地方自治法 130 条）

5. 動議・議事進行発言

- (1) 意義と提案方法 (2) 議事進行上の発言 (3) 動議の議題の時期
- (4) 動議と日程追加 (5) 緊急動議 (6) 先決動議の競合

6. 議事日程作成

- (1) 意義と条文 (2) 議事日程の作成権者 (3) 議事日程への掲載事項
- (4) 日程への案件等の掲載（先議との関係） (5) 議事日程の記載方法
- (6) 日程事項の掲載順序 (7) 議事日程の配布時期
- (8) 会期中に提出された議案と議事日程
- (9) 一般選挙後の諸議会における議事日程の配布と日程掲載事項
- (10) 会期最終日において議事日程の変更が否決された場合の取扱い
- (11) 議事日程の削除・訂正
- (12) 議会の構成に関する事件と日程追加の是非
- (13) 延会となった事件の次会の議事日程での取扱い
- (14) 議事日程延期の動議と議事延期の動議

7. 議会だよりと議長の権限

8. 議長・委員長の発言と裁決権

9. 表決権と棄権の捉え方

- (1) 表決等の意義 (2) 議案の提出者等による討論の是非
- (3) 議案の賛成者等 (4) 議案提出者と討論・表決
- (5) 表決権を有する者 (6) 修正案における表決留意点
- (7) 裁決権

10. 選挙・互選

◆議会が回る「しくみ」知る

～議会運営委員会の役割と権限～ (10月16日 14:00～17:00)

1. 議会運営委員会の所管と権限

- (1) 意義 (2) 議会運営委員会の設置状況と任期
- (3) 議会運営委員会定数の決定手法 (4) 議会運営委員会定数(市議会)
- (5) 議会運営委員会の位置づけ (6) 議会に提出される議案の議運での取扱い
- (7) 議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項のすみわけ
- (8) 議会費の所管 (9) 議員定数条例の所管 (10) 議員報酬の所管
- (11) 議員定数と議員報酬の所管が明確に議会運営委員会でない理由
- (12) 棄権者がいる場合の表決

2. 議会運営委員の選出方法と委員外議員の活用・会派離脱との関係

3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力

4. 議長等との兼職の是非

5. 議会運営委員会と常任・特別委員会・協議等の場の関係

- (1) 委員会との関係 (2) 協議等の場と関係

【所感】

議長並びに委員長が議会をどう運営していけばよいのか、また、議会運営委員会の役割は何かということについて学んだ。

話のベースにあるのは法に基づいてどうかという説明で、議会運営で課題が出てきた際には、まず法律はどうなのかをベースに考える視点が必要と感じた。井原市議会では、「今まではこうやっていた」が先に出てくることがあるので、そこは改めたい。

他市の事例とかもつかうことができ参考になった。今のやり方が当たり前ではなく、研修内容も参考にし、更なる良い議会運営、委員会運営ができるよう取り組んでいきたい。

以上